

# 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取り組み方針

福島県相馬市  
平成21年4月1日

## ●取り組み方針策定と背景

国及び地方とも、厳しい財政状況下にある中で、その健全化を図ることが重要な課題となっています。本市では、基礎自治体として、地域にふさわしい公共サービスを提供し続けるとともに、行財政改革を推進しております。

本市の職員の給与については、市の財政状況と、地域における民間給与等の状況も勘案し、市民の理解と納得が得られるよう、平成16年度から職員給与の独自削減を実施するとともに、国における平成18年度の公務員給与構造の抜本の見直しと同時に改革を実施し、その後は人事院勧告及び福島県人事委員会勧告等を踏まえ、より適正な取り組みをしてまいりました。

技能労務職の職員の給与については、全国的に、同種の民間企業従事者と比較すると、高額ではないかという指摘を受けていることから、このたび本市技能労務職員の給与等を適正水準の給与制度の運用に向けた取り組み実施についての方針を策定し、公表するものです。

## ●相馬市の技能労務職員給与の現状

福島県・国・類似団体の平均給料月額、の比較は下記のとおりです。

技能労務職と民間職種の比較にあたり、市の技能労務職が正規の職員のみであるのに対し、民間従業員は1カ月18日以上雇用する短時間労働者やアルバイト形態の雇用者分も含むため、一概に給料の高低は比較できないものの、民間の同業種の平均給料よりも全体的に高くなっています。

## ■職種ごとの人数・平均年齢、平均給与等及び県の給与

区分	公務員				民間			参考 A/B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
相馬市	45.1 歳	302,293 円	324,195 円	313,675 円	—	—	—	—
うち清掃職員	50.2 歳	321,426 円	359,451 円	340,326 円	廃棄物処理業従業員	44.2 歳	299,900 円	1.2
うち自動車運転手	50.8 歳	333,428 円	383,608 円	348,628 円	自家用乗用自動車運転手	55.7 歳	247,700 円	1.55
うち用務員	45.0 歳	294,652 円	316,664 円	313,008 円	用 務 員	54.5 歳	214,000 円	1.48
うち学校給食員	44.5 歳	301,128 円	313,794 円	307,461 円	調 理 士	45.7 歳	236,200 円	1.33
福島県	50.8 歳	363,600 円	408,000 円	388,157 円	—	—	—	—
国	49.2 歳	285,548 円	—	322,737 円	—	—	—	—
類似団体	48.2 歳	305,088 円	329,184 円	318,612 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C/D
相馬市	—	—	—
うち清掃職員	6,032,508 円	4,156,100 円	1.45
うち自動車運転手	6,298,694 円	3,706,500 円	1.70
うち用務員	5,243,567 円	3,027,000 円	1.73
うち学校給食員	5,176,831 円	3,195,900 円	1.62

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18～20年度の3年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※上記の状況は、平成21年4月1日現在のものです。

※本市の「平均給与月額」は、給料月額のほか、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外手当などを含みます。

※「平均給与月額(国ベース)」は、給料月額のほか、扶養手当、住居手当、寒冷地手当を含みます。

## ●近年の技能労務職員給与等の適正化に向けた取組

平成 15 年度以降	技能労務職員不採用（退職者補充無し）
平成 16 年 4 月～	独自削減の実施
平成 18 年 3 月	技能労務給料表 4 級・3 級在職職員 5%削減 技能労務給料表 2 級・1 級在職職員 3%削減
平成 18 年 4 月～	独自削減の実施
平成 21 年 3 月	技能労務給料表 4 級・3 級在職職員 3%削減 技能労務給料表 2 級・1 級在職職員 2%削減
平成 17 年 4 月	退職時特別昇給の廃止
平成 18 年 4 月	給与構造改革の実施 55 歳以上昇給抑制の実施

## ●技能労務職における特殊勤務手当

清掃業務員の手当・・・清掃作業にもつぱら従事する職員で日額 250 円

## ●見直しに向けた基本的な考え方

技能労務職の給与については、地方公営企業法第 38 条の規定により、「生計費、同一または類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、団体の経営状況等を考慮して定めなければならない」とされており、これらを踏まえて、適正な水準の給与になるよう、また、市民の理解と納得を得られるものとなるよう努めてまいります。

## ●具体的な取り組み内容について

### ◇定員について

相馬市では、平成 22 年 4 月 1 日には、302 名となる予定で、そのうち技能労務職給料表適用の職員数は 39 名となる予定であります。

これまで、相馬市は平成 17 年度に作成した集中改革プランを実践し、一般行政職並びに、技能労務職の退職職員の不補充により、職員数の大幅な削減を実施してまいりました。

今後も引き続き、職員の適正化に努めるとともに、必要に応じて、臨時職員や再任用職員の雇用、または民間事業者への委託も視野に入れながら、対応してまいりたいと考えております。

### ◇給与について

技能労務職の職員数は今後も減少していくことから、当分現行の取扱いを考慮しておりますが、技能労務職員の職務職責に応じた給与水準を考慮しながら、昇格基準の見直し等により適正な水準を維持できるよう努めてまいります。

### ◇その他

これまで同様、業務の効率化へ向けた取り組みを継続し、市民サービスの低下を招かないよう努力してまいります。